

学習指導に係る方針

1 業務名称

令和8・9・10年度 東淀川区民間事業者を活用した課外学習事業（こぶしのみのり塾）

2 事業の目的と概要

本事業は、東淀川区内の小中学生を対象に、子どもの習熟度に応じた基礎学力の向上及び学習習慣の形成並びに定着を図るため、区内中学校等の施設を活用して課外授業を行う事業です。

上記の目的を達成するため、民間事業者の持つノウハウや幅広い知識と経験、専門性を活用する企画提案を広く募集します。

3 基本条件・事業の実施方針

- (1) 本事業は、各学年、各生徒の習熟度に合わせた教材作りや課外授業を実施し、子どもの習熟度に応じた基礎学力の向上及び学習習慣の形成並びに定着に資する実施内容としてください。
- (2) 実施に当たっては、「大阪市習い事・塾代助成事業」で交付されるバウチャー（習い事・塾代助成カード）を利用可能とし、受講者の負担軽減を図ってください。
- (3) 会場使用料は免除とし、光熱費については実施事業者負担とします。
- (4) 事業者は、本市が実施場所等を無償で提供することにより（光熱費は実施事業者負担）、開設及び運営費を抑えることができるため、そのコストダウン分を受講者に還元できるよう、1人当たり受講料（教材費を含む）を大阪市習い事・塾代助成カード利用上限金額内（月額10,000円以内（令和7年度時点））とし、その範囲内で可能な限りの内容を構築し、実施してください。

4 事業の範囲

(1) 対象

東淀川区内の小学校5年・6年生及び中学生

(2) 実施期間

協定締結日から令和11年3月31日まで

(3) 課外学習開講期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日までのうち、事前に本市と協議のうえ決定することとします。

(4) 課外学習実施場所

ア 大阪市立瑞光中学校（所在地：大阪市東淀川区瑞光4丁目9番37号）

・基本使用教室：多目的室

イ 大阪市立柴島中学校（所在地：大阪市東淀川区柴島2丁目8番36号）

・基本使用教室：多目的室

ウ 大阪市立中島中学校（所在地：大阪市東淀川区東中島4丁目8番38号）

- ・基本使用教室：5号館第1学習室
 - エ 大阪市立新東淀中学校（所在地：大阪市東淀川区豊里1丁目10番32号）
 - ・基本使用教室：技術室
 - オ 大阪市立淡路中学校（所在地：大阪市東淀川区西淡路4丁目25番53号）
 - ・基本使用教室：多目的室3
 - カ 大阪市立東淀中学校（所在地：大阪市東淀川区豊里6丁目25番19号）
 - ・基本使用教室：多目的室
 - キ 大阪市立井高野中学校（所在地：大阪市東淀川区井高野2丁目8番13号）
 - ・基本使用教室：多目的室
 - ク 大阪市立大桐中学校（所在地：大阪市東淀川区大桐4丁目5番8号）
 - ・基本使用教室：多目的室
 - ケ 大阪市立豊里南小学校（所在地：大阪市東淀川区豊里5丁目12番41号）
 - ・基本使用教室等：多目的室
 - コ 東淀川区子ども・子育てプラザ（所在地：大阪市東淀川区2丁目1番4号東淀川区役所4階）
 - ・基本使用会議室等：東淀川区役所4階東淀川区子ども・子育てプラザ内図書室
- ※使用料は無償としますが、光熱費は実施事業者負担となります。
- ※協定期間中において、各会場の利用状況や需要状況、より効果的又は効率的な運用のために実施会場が変更又は増減する場合、事業者は協議に応じ、可能な限り対応してください。

（5）その他

入塾説明等の実施を希望する場合は、事前に本市に協議を申し出てください。協議の結果、本市が認める限りにおいて、課外学習実施場所を使用することができます。

5 事業内容

上記の基本条件・事業の実施方針を踏まえて、次の（1）～（3）に掲げる事業の企画及び運営を行ってください。

（1）企画について

- ア 受講者の習熟度に応じた基礎学力の向上及び学習習慣の形成並びに定着を目的とした課外学習事業（こぶしのみのり塾）を企画してください。
- イ 課外学習の内容は、文部科学省が告知する現行の「中学校学習指導要領」及び「小学校学習指導要領」を概ねの指針としつつ、受講者の習熟度の分析を行った結果を反映させながら、習熟度に柔軟に対応させた指導内容としてください。
- ウ 受講者が効率的に学習を進めることができるよう、オンライン学習等、ICT教材を取り入れた内容の提案も可能とし、使用する教材に関しては、自社商品に限るものではありません。
ただし、実施会場におけるWi-Fi等インターネット環境については、本市は提供しません。
(事業者が持ち込み使用することは可能とします。)

（2）課外学習事業（こぶしのみのり塾）の実施・運営業務（受講者の募集・選定、資料等の作成業務を含む）について

- ア 上記（1）に基づき、業務実施体制（人材確保、講師の体制、個人情報の取扱い方法等）を整え、計画表（スケジュール等）に基づき目的達成に向けた運営を実施すること。
- イ 受講者の基礎学力向上のための国語、数学、英語の指導体制（小学生においては国語・算数を基本としますが、英語への質問等に対応できる指導体制）を整えること。使用する教材については、自社商品に限るものではありません。
- ウ 各会場1コマあたり20名程度の受講が可能なように内容を構成すること。
- エ 各受講者をきめ細かく指導・フォローできる体制を確保すること。特に、受講者が各学年に応じた学習指導要領に基づく学習内容の理解が十分でない場合は、その原因を分析し、基本的な内容からの指導を行うこと。
- オ 各受講者の出席状況、理解度、習熟度等を把握すること。
- カ 本事業において収集した個人情報については、本事業目的の範囲内で使用すること。目的外の使用は一切認めません。個人情報の保管については細心の注意を払い、漏洩、滅失、毀損、紛失等が生じないよう事業を進めること。
- キ 本事業の実施にかかる安全対策・危機管理等を行うこと。（傷害保険の加入、入退室の管理、実施場所の管理）

（3）事業検証

- ア 受講者へのアンケート及び理解度テストによるニーズ、傾向、理解度及び習熟度等の分析と効果検証を実施すること。
- イ アンケート及び理解度テストは、毎年度、事業開始時、年度途中及び事業終了時の3回行うこととし、内容や実施時期については、事前に本市担当と協議すること。
- ウ アンケート及び理解度テストの結果については、実施ごとに集計し、東淀川区役所へ報告すること。

6 事業実施条件等に関する事項について

（1）実施曜日

次の曜日で開講することとし、それぞれ週2回ずつ開講することを基本としてください。
なお、原則的に小・中学校の夏季休業・冬季休業・春季休業中も開講しますが、GW、お盆、年末年始は休講とします。

※令和8年度以降、変更となる場合があります。曜日の変更にあたっては、本市と実施事業者で調整のうえ、決定します。

（ア） 大阪市立瑞光中学校

実施曜日：火曜日、木曜日

（イ） 大阪市立柴島中学校

実施曜日：火曜日、木曜日

- (ウ) 大阪市立中島中学校
実施曜日：火曜日、木曜日
- (エ) 大阪市立新東淀中学校
実施曜日：月曜日、水曜日
- (オ) 大阪市立淡路中学校
実施曜日：水曜日、金曜日
- (カ) 大阪市立東淀中学校
実施曜日：月曜日、水曜日
- (キ) 大阪市立井高野中学校
実施曜日：火曜日、木曜日
- (ク) 大阪市立大桐中学校
実施曜日：月曜日、木曜日
- (ケ) 大阪市立豊里南小学校
実施曜日：火曜日、金曜日
- (コ) 東淀川区子ども・子育てプラザ
実施曜日：火曜日、木曜日

※行事等やむを得ない事情により会場が使用できない日が発生する場合又は感染症等により学校が臨時休校となった場合は、休講とし、振替等の対応について調整を行うこととします。
※緊急時、災害時においては、使用を制限する場合があります。その際は、本市の指示に従い、適切に対応してください。

(2) 実施時間等

原則的に次の時間で授業を実施することとします。

また、授業実施時間外に自習ができる環境を整えてください。

※実施時間については、変更となる場合があります。時間の変更にあたっては、本市と実施事業者で調整のうえ、決定します。

ア 中学生

開講時間：(1コマ目) 午後7時00分～午後8時10分 (70分間)

(2コマ目) 午後8時20分～午後9時30分 (70分間)

イ 小学生

【中島中学校・淡路中学校会場】

開講時間：午後5時30分～午後6時30分 (60分間)

自習時間：午後5時00分～午後5時30分 (30分間)

【豊里南小学校・東淀川区子ども・子育てプラザ会場】

開講時間：午後5時00分～午後6時00分 (60分間)

自習時間：午後4時30分～午後5時00分 (30分間)

（3）施設使用可能時間

【瑞光・柴島・新東淀・東淀・井高野・大桐中学校会場】

午後 6 時 30 分～午後 10 時 00 分（準備、後片付け時間を含む）

【中島・淡路中学校会場】

午後 5 時 00 分～午後 10 時 00 分（準備、後片付け時間を含む）

【豊里南小学校・東淀川区子ども・子育てプラザ会場】

午後 4 時 30 分～午後 6 時 30 分（準備、後片付け時間を含む）

（4）会場の使用について

ア 空調は使用可能としますが、使用教室等を使用した際に生じる空調機器の光熱費については、実施事業者の負担となります。

イ 会場内の机・椅子・ホワイトボードは使用可能としますが、移動させて使用する場合は、必ず退出時に原状回復してください。

ウ 会場にある鍵付きキャビネット（各会場 1 台）は使用可能としますが、鍵の管理は事業者の責任において実施してください。

エ 事業終了後に使用教室等の清掃を行い、事業実施前の状態へ原状回復してください。また、開講時間前に使用教室等にあった忘れ物等については、部屋内に残しておき、翌開校日に学校長又は当該施設の拠点長に連絡を入れてください。

オ 事業実施時に出たごみは持ち帰ってください。

カ 受講生の入退室管理を行い、受講生の出入り後は使用する門を施錠し、退出時は敷地内に残存する受講生がいないことを確認してください。

キ 実施場所における指定された箇所の開錠・施錠および設備の管理は事業者の責任において実施してください。

ク 各施設のセキュリティについては、各施設の求めに応じて対応してください。

（5）経費の負担

ア 会場使用料を除き、事業実施に係る人件費、消耗品費、教材費、通信費、交通費、保険料、広告宣伝費、光熱費等の経費は事業者の負担とします。

なお、本事業におけるリスクに対応する保険に必ず加入してください。（受講者の受講時（行き帰り含む）における事故、事業実施場所における器物損壊、その他想定されるリスク等）

イ 事業を遂行するために必要となる経費について、本市は一切の費用を負担しません。ただし、不測の事態が生じた場合においては、双方協議のうえ、本市が経費の負担を行う場合があります。

ウ 光熱費は、本市が別途発行する納入通知書により、納入期限日までに納入してください。（原則として、年 2 回（4 月～9 月分と 10 月～翌 3 月分）に分けて請求します。）

（6）受講料の支払いについて

支払方法については、事業者の取扱方法に基づき受講者から支払いを受けてください。

「大阪市習い事・塾代助成事業」で交付されるバウチャー（習い事・塾代助成カード）で支払いを受ける場合は、「大阪市習い事・塾代助成事業」の制度に基づき支払いを受けてください。

（7）事業実施上の注意事項

- ア 実施場所の利用に当たっては、利用者への便宜を図るものとし、最善の注意をもって維持管理しなければなりません。
- イ 事業者は、実施場所を指定する用途以外に供してはなりません。
- ウ 事業者は、実施場所について原状復帰ができない変更をしてはなりません。
- エ 各々の施設の利用に際しての注意事項に基づいて実施しなければなりません。

（8）事業実施の取消し又は変更

- 次の各号のいずれかに該当するときは、事業実施の取消し又は変更をすることがあります。
- ア 本市において実施場所を公用又は公共用のために必要とするとき
 - イ 事業者が事業実施条件の各条項に違反したとき
 - ウ 応募資格の詐称等その他不正な手段によってこの事業実施に至ったとき
 - エ その他管理運営上において、本市が必要と認めた事項

（9）損害賠償

- ア 事業者は、その責に帰する理由により事業実施物件の全部又は一部を滅失もしくは毀損したときは、当該滅失または毀損による事業実施物件の損害額に相当する金額を損害賠償として払わなければなりません。

ただし、事業実施物件を原状に復した場合はこの限りではありません。

- イ 前項に定める場合のほか、事業者は、締結した協定等により定めた義務を履行しないために損害を与えたときは、その損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければなりません。

（10）その他の損害等

事業を行うにつき第三者との間に紛争が生じた場合においては、本市及び事業者は協力してその処理解決に当たることとします。

（11）損害賠償請求権の放棄

公用又は公共用に供する必要が生じ、実施を取り消したときは、事業者は当該取消しによって生じた損失の補償を本市に請求できないものとします。

（12）実地確認等

本市は、隨時に実地確認を行い、その維持又は使用に関し指示することができます。

（13）法令の遵守

事業実施に当たっては、大阪市個人情報保護条例のほか、関係法令及び関係規程を遵守してください。

（14）問題等への対応

事業実施に当たり問題等が発生した場合は、事業の円滑な実施のために解決に向けて対応してください。また、問題等が発生した際は速やかに東淀川区役所へ報告するとともに、必要に応じて関係機関に連絡してください。

(15) 委託の禁止

事業者は、業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等、業務の主たる部分を委託することはできません。

また、上記以外の委託に当たっては、書面により本市の承諾を得なければなりません。

ただし、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の委託にあつては、本市の承諾を必要としません。

(16) その他の注意事項

ア 協定締結後、当該事業の実施期間中に事業者が大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置または大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、事業実施の取消しを行うことがあります。

イ 原則として提案いただいた事業を実施していただきますが、本市との協議により内容を変更する場合があります。

ウ 「大阪市習い事・塾代助成事業」の参画事業者として登録されていない事業者は、「大阪市習い事・塾代助成事業参画事業者募集要項」に則り事業実施までに必要な登録を完了しなければなりません。

エ 令和8年度予算が成立しない場合、本公募型プロポーザルが無効となる可能性があります。

7 事業の広報

- (1) 本事業実施について、本市で東淀川区ホームページ、東淀川区広報紙等への掲載、東淀川区YouTube等でPR動画配信を行います。
- (2) 受講者の募集及び選定については、基本的に実施事業者に行っていただきますが、区内市立小中学校を通じて対象児童生徒へのチラシを配付する場合は、本市が調整等を行いますので、実施事業者は受講者募集のチラシを本市担当と協議の上作成し、当区が指定する日までに東淀川区役所へ納品してください。

8 事業計画及び実施方法並びに事業報告

- (1) 事業実施に当たっては、事前に本市と協議のうえ事業実施計画書を作成すること
- (2) 協定締結後にやむを得ない事情により、当初のスケジュールの中で開講できない日が発生した場合は、本市と事業者において適宜協議、調整を行うこと
- (3) 本事業実施中は、実施場所ごとに、毎月の開講日、講師数、空調及び照明の使用時間、受講者ごとの出席回数・学年・在学校名、退塾者数（退塾理由を含む）等を明記した月例報告書を作成し、翌月10日までに東淀川区役所へ提出すること
- (4) アンケート及び理解度テストについて、実施ごとに集計し、各受講者の変化等について総括的な意見を付し、報告すること
- (5) 主な学習内容、出席状況、収支内容等を明記した事業実施報告書を、年度ごとに4月20日までに東淀川区役所へ提出すること

9 協定の締結について

選定した事業者と協定を締結します。

本方針の詳細については選定事業者と調整の上、協定の細則にて定めます。細則は年度ごとに定めます。

10 その他

- (1) 事業者は、本事業の実施に当たり、実施曜日、時間又は実施場所等を変更しようとするときは、あらかじめ本市の承認を得なければなりません。
- (2) 本方針及び募集要項に定めのない事項については、その都度、本市と事業者において適宜協議、調整を行い決定することとします。
- (3) 本事業に係る令和8～10年度の各年度における大阪市一般会計予算が成立しない場合、本業務は行いません。またその場合、本業務に係る公募型プロポーザル参加者又は協定締結予定者において損害が生じた場合にあっても、本市はその損害について一切負担しません。
- (4) 本事業の実施会場数が変更となった場合は、本市、学校と調整の上対応してください。

11 事業担当

大阪市東淀川区豊新2-1-4

大阪市東淀川区役所保健福祉課（子育て・教育）

担当：堀井・上野

TEL：06-4809-9517

E-mailアドレス：tm0016@city.osaka.lg.jp